

公の施設の見直しについて

1. 目的

社会経済情勢の変化や事務事業の見直しを踏まえ、廃止・譲渡を含めた抜本的な見直しを行う。

2. 対象施設

公の施設 53 施設を対象とする。

- ・社会基盤施設(道路・河川等)、県営住宅、県立学校、病院、高等技術校は、別途検討する。

公の施設とは
住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設
(地方自治法第244条)であって、条例で定めたもの(同法第244条の2)

3. 見直しの視点と方向性

以下の視点に基づき検討を行う。

(1) 公共性

社会経済情勢の変化に伴い当初の設置目的及び意義が薄れていないか。

(2) 広域性

広域的団体としての県が設置する必要があるか。

(3) 代替性

民間で同種のサービスが提供されている施設はないか。
民営化できないか。

(4) 有用性

利用率が低下するなど、県民にとって有用性が低下していないか。

(5) 施設設置の緊要性

厳しい財政状況の中で施設設置の緊要性があるか。

<参考>

H16 見直し内容

